

第16号発議案

|      |
|------|
| 原案可決 |
| 全会一致 |

## 賀 詞

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年7月10日

提出者 議会運営委員長 尾 身 孝 昭

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

## 賀 詞

天皇陛下におかせられましたは 御即位されてから  
20年という慶賀すべき年をお迎えになられました

ここに新潟県議会は 県民を代表して謹んでお祝い  
申し上げます――

平成21年7月10日

新 潟 県 議 会

第17号発議案

原案可決

全会一致

北方四島の返還を実現し領土問題の完全解決  
を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年7月10日

提出者 総務文教委員長 西 川 洋 吉

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

## 北方四島の返還を実現し領土問題の完全解決 を求める意見書

我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島に対して、当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して昭和20年8月9日に対日参戦したソ連が、日本のポツダム宣言受諾後も攻撃を続け、同年8月28日から9月5日までの間に不法占拠し、ロシアとなった現在もその状態を続けていることは極めて遺憾である。

日本は、サンフランシスコ平和条約により、ポーツマス条約で獲得した樺太の一部と千島列島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したが、そもそも北方四島は千島列島の中に含まれておらず、また、ソ連は、サンフランシスコ平和条約には署名していないため、同条約上の権利を主張することはできないものである。

然るに、このたびの衆議院において北方領土を「わが国固有の領土」と明記した北方領土特措法の改正案が可決されたことに対し、ロシア外務省は「このような行為は不適切であり受け入れられない。いかなる領土返還の議論もなかったし、あり得ない。」とする声明を発表している。また、「南クリル諸島（北方領土）は、第二次世界大戦の結果として法に基づいてソ連、その後はロシアへと移ったものであり、日本がロシアへの不法な領土要求を拡大させることを決めたらしいという状況には当惑させられる。」とも述べている。しかしながら、そもそも北方四島は、一度として外国の領土となったことがない我が国固有の領土であり、ロシアが不法占拠しているものであることから、これらは事実誤認もはなはだしく、不当な主張である。

よって国会並びに政府におかれては、一部で論議されているロシアと日本が面積で二等分する案、すなわち歯舞群島、色丹島、国後島の三島と択捉島の一部を日本に返還するという、いわゆる3.5島返還案などを主張することなく、あくまで「四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結する。」という基本方針のもとで、北方四島の返還の実現に向けて強い決意を持って、粘り強く交渉を続けるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月10日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

河 野 洋 平 様  
江 田 五 月 様  
麻 生 太 郎 様  
中曾根 弘 文 様  
林 幹 雄 様

|      |
|------|
| 原案可決 |
| 全会一致 |

第18号発議案

## 新型インフルエンザ対策の適切な体制構築 を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年7月10日

提出者 厚生環境委員長 小林 林 一

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

## 新型インフルエンザ対策の適切な体制構築 を求める意見書

新型インフルエンザに関して、WHOは警戒レベルを最も高い「フェーズ6」に引き上げたところであるが、国内感染が確認されてから一か月が経過し、様々な問題点が浮かび上がってきている。

国内においては、このたびの新型インフルエンザは、弱毒性のため重篤な症状に陥る患者が発生することなく、軽症患者のみであるが、専門家は、今後感染者が増えるにつれて、重篤な患者が発生する確率も高くなり、死者も発生すると警告している。また、今秋における第二波の発生やウイルスの強毒性への変異も予測されており、油断できない状況が続いている。

このたびの発生においては、大阪や神戸では発熱外来がパンク状況に陥ったが、第二波が発生した場合には、国内でも数千万人が感染することが予測されており、各地でパニックが発生し、診療機能が麻痺するのは目に見えている。欧米においては、発熱外来などの対応が行われておらず、政府は、軽症者は基本的に自宅療養とするなど柔軟な対応へ方針を転換したが、現場の対応に混乱が生じており、医療機関をはじめとするスタッフの十分な情報交換がなされ、状況に応じて適切な対応を図ることが必要とされている。

また、学校や保育所、介護施設等の閉鎖措置により、子どもの保育やお年寄り等の要支援者の介護などの市民生活に大きな支障が発生しているほか、企業への補償問題等についても適切な対応が望まれている。

よって国会並びに政府におかれては、新型インフルエンザ対策に関して、迅速で的確な情報の交換と新型用ワクチンの早急な配備をはじめとする、発生状況に適切に対応できる体制の整備を早急に講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月10日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | 河 | 野 | 洋 | 平 | 様 |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 | 江 | 田 | 五 | 月 | 様 |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | 麻 | 生 | 太 | 郎 | 様 |
| 総 | 務 | 大 | 臣 | 臣 | 佐 | 藤 | 勉 | 様 | 様 |
| 厚 | 生 | 労 | 働 | 大 | 舛 | 添 | 要 | 一 | 様 |
| 内 | 閣 | 官 | 房 | 長 | 官 | 河 | 村 | 建 | 夫 |

|      |
|------|
| 原案可決 |
| 全会一致 |

第19号発議案

## 肝炎対策基本法の早期制定を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年7月10日

提出者 厚生環境委員長 小林 林 一

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

## 肝炎対策基本法の早期制定を求める意見書

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した患者が多数存在している。

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんなどの重篤な疾病に進行する危険性が指摘されていることから、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている。

昨年1月には、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法が成立し、平成20年度から「新しい肝炎総合対策」が実施され、インターフェロンの治療費助成などの支援が始まったところである。

しかしながら、およそ100万人以上とも言われるB型肝炎患者は、C型肝炎患者よりもインターフェロンが奏功しない患者の症例が多数報告され、抗ウイルス薬が治療の柱となっていることから、更なる支援の拡充・強化が求められている。

肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにするとともに、肝炎対策の推進に関する指針の策定など基本となる事項を定めた「肝炎対策基本法」の成立が強く求められていることから、今国会において、与党案、野党案と提案されているが、一日も早い基本法の成立が求められているところである。

よって国会並びに政府におかれては、早急に「肝炎対策基本法」を成立させ、一日も早い全ての肝炎患者支援を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月10日

新潟県議会議員 三 林 碩 郎

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

河 野 洋 平 様  
江 田 五 月 様  
麻 生 太 郎 様  
与 謝 野 馨 様  
舛 添 要 一 様



第20号発議案

|      |
|------|
| 原案可決 |
| 全会一致 |

## 中山間地域等直接支払制度の継続と充実・強化 を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年7月10日

提出者 産業経済委員長 桜井 甚一

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

## 中山間地域等直接支払制度の継続と充実・強化 を求める意見書

平成12年度に創設された中山間地域等直接支払制度は、平成17年度に拡充・継続されて以来、平成21年度までの5年間にわたる制度として実施され、中山間地域における農業・農村の活性化に寄与してきた。また、農林水産省の調査でも、複数集落で協定を結ぶ集落間連携は、農業機械や施設の共同利用といった農業生産面での連携へと発展しているケースも少なくないとの調査結果も出ているなど、一定の効果を発揮しているところである。

中山間地域は、食料生産の場であるばかりではなく、洪水や地すべりの防止、水源のかん養、あるいは、豊かな自然と古来からの伝統文化の伝承などの、うるおいとやすらぎを提供する機能も有しており、まさに日本の姿の原点と言われるゆえんである。

しかしながら、少子高齢化が進展する中で、中山間地域における過疎化・高齢化はとどまることなく依然として進行しており、集落の消滅と中山間地域の持つ機能の消失が危惧されているところである。

世界的規模での食料危機や地球温暖化が進行する中で、中山間地域の果たす役割の重要性は増大するとともに、機能発揮への期待も大きなものがある。

よって国会並びに政府におかれては、中山間地域の維持と多面的機能の確保の観点から、平成22年度以降においても、中山間地域等直接支払制度を継続するとともに、地域の実情に合った施策を実施するため、制度の充実・強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月10日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

|             |           |
|-------------|-----------|
| 衆 議 院 議 長   | 河 野 洋 平 様 |
| 参 議 院 議 長   | 江 田 五 月 様 |
| 内 閣 総 理 大 臣 | 麻 生 太 郎 様 |
| 財 務 大 臣     | 与 謝 野 馨 様 |
| 農 林 水 産 大 臣 | 石 破 茂 様   |

第21号発議案

## 農地法改正に伴う農業委員会機能の強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年7月10日

提出者 産業経済委員長 桜井 甚一

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

# 農地法改正に伴う農業委員会機能の強化を求める意見書

今般、農地法が改正され、株式会社等の一般企業による賃貸での農業参入が緩和されたことに伴い、担い手への農地集積に支障を及ぼす影響や、参入企業が農業から撤退した場合の農地の荒廃等が懸念されているが、このような懸念を払拭するためには、現場の農地行政の中心を担う農業委員会がその役割を十分に果たし、改正農地法が期待する役割と機能を十分に発揮することが重要である。

しかしながら、本県においては、平成の大合併に伴い農業委員会数並びに農業委員の人数が減少しており、平成14年から平成20年までの間の推移を見てみると、農業委員会数は全国で44.1%の減少に対し本県では67.6%の減少、農業委員数は全国で36.1%の減少に対して本県では50.9%の減少と、ともに全国に比べて減少率が大い。農業委員一人あたりの耕地面積についても、全国では平成14年の81ヘクタールから平成19年には121ヘクタールに拡大しているが、本県では平成14年の92ヘクタールから平成19年には176ヘクタールと大きく増加しており、今回の法改正による業務の増大により、さらに農業委員の負担が大きくなることが見込まれている。

また、賃貸借による許可及び許可後の指導にあたっては、農業委員会ごとに解釈や取扱いに差異が生じないように、政省令や事務処理基準等により、明確かつ具体的な判断基準を示すことで運用面での公平性を担保することが必要であり、加えて、農業委員会が新しい業務を進めるにあたっては、関係者に対する十分な説明と、フォローアップ体制が欠かせない。

よって国会並びに政府におかれては、下記の事項について早急な対応を行うよう強く要望する。

## 記

- 1 改正農地法の施行に伴い、農業委員会の業務が増大するとともに、期待される役割が極めて重要となることから、農業委員を補佐する事務局職員等の人員確保ができるよう、当該組織に対する財政支援の充実を図ること。
- 2 賃借による企業参入の許可に係る改正農地法第3条第2項第7号、同条第3項及び第3条の2の解釈・運用について、客観性及び透明性を担保するための明確かつ具体的な判断基準をできる限り早期に示すこと。
- 3 改正農地法の施行にあたり、関係者に対し、農業委員会の新しい業務に関して十分な説明を行うとともに、国等において相談窓口を設けるなど、農業委員会が適切に業務を実施できるようフォローアップ体制を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月10日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

|        |       |
|--------|-------|
| 衆議院議長  | 河野洋平様 |
| 参議院議長  | 江田五月様 |
| 内閣総理大臣 | 麻生太郎様 |
| 財務大臣   | 与謝野馨様 |
| 農林水産大臣 | 石破茂様  |